

『贈与』は相続税節税の目玉！！

1. 贈与は節税効果が高い

《遺産の総額》を一方的に減らすことができるからです。

2. 100万円の贈与の相続税節税効果

相続財産の金額によりますが、約20万円から30万円以上の相続税が節税できます。

3. 相続税の調査で否認されることが多い

相続税の調査では《贈与は90%位否認》をされています。
《預金の口座名を変えただけ》では、贈与は認められません。

4. 必ず！！贈与証書を作成する

110万円以下の贈与でも、必ず！！《贈与証書を作成すること》が必要です。

5. 相続税が多いと思う人は

310万円贈与する。

$$\text{贈与税 } \boxed{20\text{万円}} = (\text{贈与金額 } 310\text{万円} - \text{控除額 } 110\text{万円}) \times \text{税率 } 10\%$$



《贈与税の速算表》

基礎控除後の課税価格		特例税率※		一般税率	
		税率	控除額	税率	控除額
	200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下			20%	25万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超		55%	640万円		

※20歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母)から贈与を受けた場合に適用。義父母、義祖父母などからの贈与には適用されません。

(平成29年8月レターケース)



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118